



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*34 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 2

○ 告示

726 包括外部監査契約の締結 (財政課) 2

727 災害救助法の適用 (福祉保健総務課) 3

728 災害救助法による救助の実施 (") 3

729 生活保護法による指定医療機関の廃止 (") 4

730 生活保護法による医療機関の指定 (") 4

731 生活保護法による介護機関の指定 (") 5

732 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課) 5

733 指定自立支援医療機関の指定 (") 5

734 " (") 5

735 指定自立支援医療機関の変更 (") 6

736 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 6

737 " (") 6

738 " (") 6

739 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 7

740 保安林の指定の解除 (") 7

741 保安林の指定 (") 7

742 " (") 7

743 保安林の指定施業要件変更予定 (") 8

744 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 8

745 " (") 8

746 " (") 9

747 " (") 9

748 " (") 10

749 " (") 10

750 " (") 10

751 " (") 11

752 " (") 11

753 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 11

754 令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) 12

○ 人事委員会告示

11 令和5年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 14

○ 警察本部告示

5 携帯電話解析装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 19

- 訓令
 - *27 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 21
- 公告
 - 入札公告 (教育委員会)..... 22
- 諸報
 - 入札公告 (警察本部)..... 25

規 則

和歌山県規則第34号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅行命令の発付及び変更の手続) 第3条 条例第4条の規定により任命権者が旅行命令を発し、又はこれを変更する場合には、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示しなければならない。ただし、その性質上旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載する必要がないと認められる旅行であって、知事が別に指定するものについては、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。</p> <p>2 旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、前項の規定にかかわらず、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、任命権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>第4条 略</p>	<p>(旅行命令の発付及び変更の手続) 第3条 条例第4条の規定により任命権者が旅行命令を発し、又はこれを変更する場合には、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。</p> <p>2 任命権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>第4条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第726号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和5年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	5,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、4,840,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは89,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは55,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、囑託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

谷口信介

京都府京都市中京区河原町通二条下る一之船入町537番地17 イーグルコート御池高瀬川410号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第727号

令和5年6月2日梅雨前線による大雨及び台風第2号により発生した災害について、次のとおり災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用した。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 適用期日 令和5年6月2日

2 適用地域 海南市

和歌山県告示第728号

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により発生した災害について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項の規定により、救助に係る知事の職権の一部である、避難所及び応急仮設住宅の供与、

炊き出しその他による食品の給与等を令和5年6月2日から海南市長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項及び第5条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定める期間とする。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医新 2-26	小西内科医院	橋本市隅田町芋生字鳥井戸37の4	令和 5. 3. 31
橋医新 3-26	稲垣医院	橋本市東家一丁目2-22	令和 5. 3. 31
海薬新 2-26	マエダ薬局	海草郡紀美野町動木29-3	令和 5. 3. 31
橋薬新 25-26	グレープ薬局	橋本市市脇五丁目4-13	令和 5. 4. 30
西医新 29-26	みなベメンタルクリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	令和 5. 4. 30

和歌山県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医新 76-05	稲垣泌尿器科医院	橋本市東家一丁目2-22	令和 5. 4. 1
橋薬新 46-05	グレープ薬局	橋本市市脇五丁目4-13	令和 5. 5. 1
西医新 47-05	みなベメンタルクリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	令和 5. 5. 1
海歯新 4-05	吉村歯科診療所	海草郡紀美野町動木80	令和 5. 5. 17

海南薬新 33-05	サンドラッグ海南薬局	海南市日方1524-4	令和 5.6.1
御薬新 29-05	サンドラッグ御坊調剤薬局	御坊市菌98-1	令和 5.6.1

和歌山県告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人中庸会	海南市七山964-1	特別養護老人ホーム 天美苑	海南市七山964-1	短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設	令和 2.4.1

和歌山県告示第732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
調剤薬局ツルハドラッグ津秦店	和歌山市津秦237番地	戒田奈央	令和 5.5.17

和歌山県告示第733号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社たいよう	和歌山市太田667-1	訪問看護たいよう	令和 5.6.1

和歌山県告示第734号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社ACCORD	和歌山市南出島68番地2	訪問看護ステーションACCORD	令和 5.6.1

和歌山県告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
むらがき心療内科皮フ科クリニック	御坊市島646-1	医療機関の名称	むらがき心療内科クリニック	むらがき心療内科皮フ科クリニック	令和 5.4.1

和歌山県告示第736号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 田尻地区
- 2 確定年月日 令和2年4月22日
- 3 工事を完了した時期 令和4年12月28日

和歌山県告示第737号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 東池地区
- 2 確定年月日 平成29年7月9日
- 3 工事を完了した時期 令和5年3月10日

和歌山県告示第738号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大池（薬勝寺）地区
- 2 確定年月日 令和4年7月12日
- 3 工事を完了した時期 令和5年3月28日

和歌山県告示第739号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 御坊市塩屋町北塩屋字東縄手476、字池谷485の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字糸川字中山742の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字橋爪122の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字猿山谷190の1、字ワラビ谷303
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第743号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第744号

和歌山県田辺市本宮町東和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和4年11月28日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市本宮町東和田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本宮町東和田の一部地区

5 認証年月日

令和5年6月6日

和歌山県告示第745号

和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和4年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第746号

和歌山県新宮市熊野地二丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野地二丁目の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野地二丁目の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第747号

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和4年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第748号

和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和4年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第749号

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和4年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第750号

和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和4年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第751号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年10月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第752号

和歌山県有田郡有田川町大字二澤の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字二澤の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字二澤の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年6月6日

和歌山県告示第753号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

上津木落合（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	広川町	上津木	前田羅	406番	
2号	〃	〃	〃	〃	408番	
3号	〃	〃	〃	〃	427番1	
4号	〃	〃	〃	〃	489番1	
5号	〃	〃	〃	〃	484番2	
6号	〃	〃	〃	〃	457番4地先	道路敷
7号	〃	〃	〃	〃	427番5	
8号	〃	〃	〃	〃	407番5	

和歌山県告示第754号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称

令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 3の（1）のケに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足しているものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書（事業概要書）

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）個人にあっては、住所地が所在する市町村又は特別区が課する市町村民税又は特別区民税

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 和歌山県が示す令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借仕様書に対する提案書

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加資格に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びカからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和5年6月16日（金）から同月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、令和5年7月4日（火）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西浜三丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校本館1階 応接室

(2) 日時

令和5年6月29日（木）午後3時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年6月29日（木）から同年7月13日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

和歌山市西浜三丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和5年7月28日（金）までに通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

令和5年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和5年6月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和5年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性	5人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	令和6年4月以降
	女性	3人程度		
警察官B	男性	21人程度	上記警察官A男性又は女性の職務内容と同じ。	
	女性	5人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人	平成3年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成3年4月2日以降に生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年9月17日（日）午前8時30分	和歌山市 田辺市	令和5年10月2日（月）に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第2次試験	令和5年10月16日（月）及び同月17日（火）から同月19日（木）までのうち、和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和5年11月6日（月）に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第3次試験	令和5年11月14日（火）又は同月15日（水）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和5年11月28日（火）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

注 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験 ※1 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
資格加点 ※2		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟（令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟）から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学(英語)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 ・ TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 ・ TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満 ・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ システム監査技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ 情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システムアナリスト試験 ・ アプリケーションエンジニア試験 ・ ソフトウェア開発技術者試験 ・ テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 ・ テクニカルエンジニア(データベース)試験 ・ テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・ テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・ テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・ 上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報技術者試験 ・ 情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITパスポート試験 ・ 初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	・ 日商簿記検定1級	50点
	・ 日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走）
論文試験 （1時間30分） 【警察官A】	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 （1時間） 【警察官B】	200点 ※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和4年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

（第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準）

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 （胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等）	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和5年度第2回和歌山県警察官A採用試験・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年8月9日（水）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年7月3日（月）午前10時から同年8月18日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。た

だし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和6年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料等の月額はおおむね以下のとおり（令和5年4月1日現在）である。ただし、民間企業等の職歴、警察官Aで採用された者にあつては大学卒業を超える学歴、警察官Bで採用された者にあつては高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分	給料等の月額（地域手当を含む。）
警察官A	222,600円（大学卒業の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）
警察官B	190,155円（高等学校卒業程度の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関

第1次試験	第1次試験 不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験 不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
第3次試験	第3次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、携帯電話解析装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年6月16日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

携帯電話解析装置賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

携帯電話解析装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る携帯電話解析装置の賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。
- ア 仕様書に記載する機能を有する携帯電話解析装置その他これに類する解析装置又は解析ソフトについて、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。
- イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- カ 誓約書
- キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- （ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- （イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年6月16日（金）から同年7月3日（月）までの和歌山県

の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年6月16日（金）から同年7月4日（火）までの間に、和歌山県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「サイバー犯罪対策課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年6月16日（金）から同年7月7日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年7月7日（金）午後5時までに、5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

サイバー犯罪対策課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-421-3055

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年7月19日（水）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、令和5年7月27日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に定める場所に提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年7月31日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

訓 令

和歌山県訓令第27号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(執務上の心得)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 執務時間中に外出しようとする者（部長等を除く。）は、<u>あらかじめ当該外出に関する事項で別に定めるものについて上司の確認を得た上で、当該上司の許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の確認の方法は、別に定める。</u></p>	<p>(執務上の心得)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 執務時間中に外出しようとする者（部長等を除く。）は、<u>外出承認簿（別記第7号様式（その1）又は（その2））により上司の許可を受けなければならない。</u></p>

別記第7号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の和歌山県職員服務規程第9条第2項及び第3項の規定は、この訓令の施行の日以後にする外出から適用し、同日前にした外出については、なお従前の例による。

公 告

入 札 公 告

令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第16条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年6月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達役務の名称

令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

(3) 調達役務の内容

令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 調達役務の履行場所

和歌山県立和歌山工業高等学校

和歌山市西浜三丁目6番1号

(5) 契約期間

令和5年10月1日（日）から令和10年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第754号に規定する令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

和歌山市西浜三丁目6番1号

(2) 日時

令和5年6月16日（金）から同年7月31日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

令和5年6月16日（金）から同月29日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時まで

- (2) (1) により交付する仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年6月29日（木）午前9時から同年7月4日（火）午後4時までの間に、和歌山県立和歌山工業高等学校に対して、入札説明書に規定する所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西浜三丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校本館1階 応接室

イ 入札日時

令和5年8月1日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年7月31日（月）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から一般競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者の

した入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立和歌山工業高等学校の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立和歌山工業高等学校の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立和歌山工業高等学校

イ 所在地

和歌山市西浜三丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Lease and maintenance of information processing equipment for information processing room

- (2) Time limit for tender:

11:00 a.m. Tuesday 1 August 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Monday 31 July 2023)

- (3) Contact point for the notice:

Wakayama Technical High School Office

3-6-1 Nishihama Wakayama City, 641-0036, Japan

TEL : 073-444-0158

FAX : 073-444-2510

入札公告

携帯電話解析装置貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年6月16日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

携帯電話解析装置 一式

(3) 履行期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

携帯電話解析装置貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県警察本部告示第5号に規定する携帯電話解析装置貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「サイバー犯罪対策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-421-3055

(2) 期間

令和5年6月16日（金）から同年7月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を配布する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を配布する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により配布する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年6月16日（金）から同年7月4日（火）までの間に、サイバー犯罪対策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年8月1日（火）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年7月31日（月）午後5時までにサイバー犯罪対策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、サイバー犯罪対策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、

落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Mobile Forensic Equipment

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Tuesday 1 August 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 31 July 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120